

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う

ゆりのき保育所における取り扱い

ゆりのき保育所では、国や自治体からの要請や大学の対応指針等を基に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い運営しております。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日より5類感染症に位置づけられたこと及び、学校保健安全法施行規則が改正されたことに伴い、ゆりのき保育所における新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりとさせていただきますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症に罹患したときは、以下の基準に従って、保育所をお休みいただきます。

ゆりのき保育所における新型コロナウイルス感染症による休所の基準

意見書の提出を必要とする感染症		
対象疾病	出席停止の期間の基準	休所のめやす期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の患者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過するまで	医師の診断による

2. ご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

ご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患し、若しくは罹患している疑いがある場合は、一律には入所児の自宅待機等は求めませんが、感染等の状況により、集団保育が困難であると考えられる場合には、入所児の自宅待機等を求める可能性がありますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

3. マスクの着用の考え方について

- ・入所児のマスク着用は各ご家庭の判断とし、一律の着用を求めないこととします。（引き続き着用をご希望の場合は、現在の対応を継続いたしますので保育所にお知らせください。）
- ・職員のマスク着用は、個人の判断に委ねることを基本とさせていただきます。
- ・保護者の方がゆりのき保育所に立ち入られる際のマスク着用についても、一律の着用を求めないこととします。

※ただし、感染が拡大している場合等、感染対策上又は事業上の理由等により、保護者の方にマスクの着用を求める場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

4. ゆりのき保育所における新型コロナウイルス感染防止対策について

自主的な感染対策の取り組みとして、手洗い、消毒、換気等の基本的な感染対策を引き続き実施いたします。

5. 従来ゆりのき保育所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知について

本取り扱いを以て、従来ゆりのき保育所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知については廃止するものといたします。

以 上